

2022年4月1日

東京大学における原子力事故に伴う損害賠償の実施方針

1. 目的

原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ、国立大学法人東京大学における賠償の実施のため方針を示すことを目的とし、本実施方針を作成しました。

2. 実施に伴う詳細について

(1) 原子力事業者の名称及び住所

国立大学法人東京大学
東京都文京区本郷 7-3-1

(2) 原子炉の運転等に係る事業所の名称及び所在地

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
茨城県那珂郡東海村白方白根 2-22

(3) 原子炉の運転等の種類

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第6号に規定する原子炉の運転

(4) 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

(3) ①に係る賠償措置

原子力損害賠償補償契約：40億円

原子力施設賠償責任保険

(原子力災害に対する賠償債務) : 40億円

(原子力災害に対する争訟費用) : 2億3000万円

(一般災害に対する賠償債務) : 2億3000万円

(一般災害に対する争訟費用) : 2300万円

(損害賠償措置額の確保に関する特約条項に係る特約保険金額) : 40億円

(5) 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

ア. 賠償の基本的な考え方

原子力専攻が管理する原子炉の運転等に起因する原子力事故が発生し、当該事故を原因とする被害に対して、迅速かつ適切に損害賠償を行います。

イ. 被害申出窓口（担当者）の開設の方針

a)原子力事故が発生し、周辺住民への被害が予想される場合及び被害が認められた場合は、以下の者を担当者として置きます。

b)担当者:本学原子力専攻事務室主査及び本学工学系事務部総務課副課長

c) 上記b) のメールアドレス、電話番号については本専攻HPに掲載します。

ウ. 被害の申出の受付の方針

a)担当者の配置と同時に、本専攻 HP に被害申出様式及び提出先を掲載します。被害申出はこの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、メール、FAX 又は郵送で行えるようにします。

b)本専攻敷地外に被害申し出場所を一定期間設置します。詳細はHPに掲載します。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払いの方針

被害額は原子力損害賠償紛争解決センターで作成された総括基準を参考に算定します。

オ. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

迅速な賠償金の支払いを希望する被害者に対しては、被害の申出があつてから賠償額が確定するまでの間に賠償金の一部を先行してお支払します。

(6) 原子力損害の賠償に当たって取得する被害者情報の適切な管理に必要な措置

被害の申出等で知りえた個人情報については、本賠償に係る業務にのみ利用させていただきます、個人情報保護法に則り厳重かつ適切に管理します。

(7) 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整

文部科学省（原子力損害賠償担当）及び日本原子力保険プールに速やかに報告し、賠償金の支払いについて具体的な手続きを開始するとともに仮払金の支払いができるようになります。また、必要であれば、本学の顧問弁護士からの助言を得ます。

(8) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合の紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合は、仲介委員による事情聴取等に応え、紛争審査会の提示する和解案に従うことで紛争の解決を図ります。

(9) 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合の紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合は、指針に従い紛争の解決を図ります。

(10) 損害賠償実施方針の変更の記録

2020年4月1日 制定

2021年12月1日 運搬に係る事項として(3)及び(4)に②を追加

2022年4月1日 運搬が完了したため(3)及び(4)の②を削除

これによってリスクが低減したことから(4)原子力施設賠償責任
保険の原子力災害に対する賠償債務賠償措置額を原子力損害賠償
補償契約と同額に変更。これに伴い争訟費用他についても補償措
置額変更

(11) 本件連絡先

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方白根 2-22

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻事務室

jimushitsu@tokai.t.u-tokyo.ac.jp

電話 029-287-8402